

平成29年8月2日

各位

株式会社 もみじ銀行

「消費税の軽減税率制度セミナー」の開催について

もみじ銀行（頭取 小田 宏史）は、平成31年10月1日に予定されている消費税10%への引上げと併せて実施される「消費税の軽減税率制度」について、法人及び個人事業主様を対象とした無料のセミナーを下記のとおり開催することとしましたのでお知らせいたします。

「消費税の軽減税率制度」とは、消費税10%への引上げ以降も、飲食料品（酒類・外食を除く。）等については、消費税率を引き続き8%に据え置く制度のことで、事業者様においては、複数税率対応レジの導入、受発注システムの改修、帳簿・請求書の記載方法の変更等、早期に様々な対応が必要となる場合があります。

本セミナーは、その内容や補助金（申請期限：平成30年1月31日）の周知に向けて、制度の実施に先がけて開催するものです。

記

1. 日時

平成29年9月7日（木）13：30～15：00

2. 場所

もみじ銀行本店10階ホール（広島市中区胡町1番24号）

3. 内容

(1) 知っておきたい消費税（改正の概要・軽減税率の対象等）

【講師】 広島東税務署 副署長 熊本 正道 氏

(2) 軽減税率制度対策補助金の説明

【講師】 中国経済産業局産業部中小企業課 課長 近村 淳 氏

4. 共催

公益社団法人広島東法人会

5. 後援

中国税理士会広島東支部、広島東納税貯蓄組合連合会、広島東青色申告会、
広島東間税会、広島県小売酒販組合連合会

6. 申込方法

別添の参加申込書によりFAXでお申し込みください。

7. 申込期限

平成29年9月1日（金）

【本件に関するお問い合わせ先】

もみじ銀行 営業統括部 木下（きした）

TEL (082) 241-3022

以上

主催：株式会社もみじ銀行 共催：公益社団法人広島東法人会

協力：中国税理士会広島東支部、広島東納税貯蓄組合連合会、広島東青色申告会、広島東間税会、広島県小売酒販組合連合会

消費税10%への引上げと同時に実施される

参加費無料

消費税の軽減税率制度セミナー

「消費税の軽減税率制度」について、その概要、実施に伴い事業者が対応しなければならない事項、対策補助金に関するセミナーを開催します。

日時 平成29年9月7日(木) 13:30~15:00(開場13:00)

会場 もみじ銀行本店10階ホール **対象** 法人・個人事業主
(広島市中区胡町1番24号)

セミナープログラム

- **知っておきたい消費税（改正の概要・軽減税率の対象等）**
【講師】 広島東税務署 副署長 熊本 正道 氏
- **軽減税率制度対策補助金の説明**
【講師】 中国経済産業局産業部中小企業課 課長 近村 淳 氏

💡 消費税の軽減税率制度って？

消費税10%引上げ以降も、飲食料品（酒類・外食を除く。）及び週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくものに限る。）については、消費税率を引き続き8%に据え置くものです。

この制度の実施に伴い、事業者においては、複数税率対応レジの導入、受発注システムの改修、帳簿・請求書の記載方法の変更等、様々な対応が必要となる場合があります。

会場周辺図



会場へは公共交通機関で御来場いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ】 もみじ銀行 営業統括部（担当：木下） TEL：082-241-3022

お申込み ▶▶ FAX:082-243-8741

貴社名		TEL	
		FAX	
住所	〒		
御参加者	名前		部署名

※ 御記入いただきました個人情報は、サービス・情報提供、セミナー運営以外の目的で使用することはありません。

※ お申し込みへの返信・連絡については、満席によるお断りや開催中止等の特段の場合を除き行いません。